

令和4年12月定例会一般質問

通告 4

質問 要援護者台帳の提供と個人情報保護法について

答弁 現要援護者台帳の取り扱いについて改善を図りたい

9 番 高橋 善貞 議員

【質問：高橋 善貞 議員】

9 番、高橋善貞です。要援護者台帳の提供と個人情報保護法について質問させていただきます。

平成 29 年 5 月 30 日に施行された個人情報保護法の改正は、町内会・PTA 等を含む全ての事業者は個人情報保護法のルールに沿った取り扱いが求められることが大きな改正点でした。



改正前は 5,000 人以下の町内会は法律の適用がありませんでした。災害時や防災・防犯活動、高齢者や児童・保護者の見守り活動など、町内会運営のためには会員情報の把握が必要です。

この法改正以降 5 年が経過しましたが、いまだ少数ですが、町内会が個人情報保護法の対象となり、会員名簿作成の個人情報の提供ができないと誤解されている町民もいて、町内会の役割を説明し、活動・連絡に必要な最小限の個人情報を提供していただき、個人情報保護法に基づき管理している状況だと思います。

毎年 12 月末に町内会会長あてに、災害時要援護者台帳の更新についての文書が要援護者 A 登録と要援護者 B 登録の台帳を同封して送付されています。要援護者 A というのは、高齢者のみの世帯で、隣近所に子や親族のいない町内会等で支援策を講じていただきたい方、要援護者 B は、子と同居していたり近隣に子や親戚の家がありますが支援を必要とし、災害時要援護者台帳の登録を希望されている方、いずれも災害時には町内会の支援を希望する 70 歳以上の高齢者世帯のリストで町内会への情報提供に同意した上で台帳登録をしております。

行政側からの名簿提供条件として、災害時要援護者台帳の取り扱いについての説明文があり、台帳の厳しい管理方法が記載されております。

1、台帳は複製せず、町内会長宅で保管してください。つまりコピーしてはいけませんということです。

2、台帳は目的以外には使用しないでください。つまり、災害時以外に福祉活動とかの利用はできないということです。

3、他の町内会役員、地域支援者とはその状況に応じ必要な情報のみ共有してください。特定した支援を希望される方のみ情報提供は可能だと思います。

4です。上記の者以外には台帳を閲覧させず、情報の提供も行わないでください。

これはもう要支援者台帳を暗記してほしいということかなと私は思いました。これでは本来目的の要援護者に対する支援ではなく、町内会として非常に使いづらく、要援護者台帳を提供する行政側の個人情報保護法を守るために制約した情報提供でしかないとは私は思います。

以前から各町内会から求められていた高齢者台帳に対し個人情報保護法を理由に断ってきた経過から、現在は情報提供をしているという姿勢に変わったことは評価いたしますが、町内会が扱う個人情報は町内会運営に必要な会員の情報しか扱っておらず、外部から提供される個人情報の対応についての規約等は策定していないのが現状だと思います。

行政側から町内会等の団体に個人情報提供する場合、重要なことはその団体が個人情報保護法に基づいた体制を構築しているかであり、一方的に個人情報を送付し、町内会長のみがリスクを負う現在の手法は早急に改善すべきと思います。

要援護者台帳は災害のみではなく、4年目を迎えようとしている新型コロナウイルス感染症に配慮した高齢者への日頃の見守りなど活用できる範囲は今後も広がっていくものと考えます。これから冬を迎え、明日来るかもしれない災害や、コロナ禍でなかなか外出ができない高齢者への見守りに対して、行政は先送りせず、迅速な対応をとるべきと私は思います。

今後の対応について、現状のままで良いのか、改善策を考えていくのか、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

高橋議員御質問の要援護者台帳の提供と個人情報保護法について御答弁申し上げます。

要援護者台帳におきましては、災害時において家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とするひとり暮らし高齢者等が、避難支援を地域の中で受けられ、安心・安全に暮らすことができるよう、町は災害対策基本法に基づき、要援護者から台帳登録への同意を得た中で、その情報を民生委員・児童委員や町内会等と共有することで、安否確認

や避難支援に役立てるものであります。

要援護者台帳には、災害時において町内会等に支援を希望する町内会未加入者の情報も含まれますが、町内会未加入者につきましては、町内会との接点が少ない中で、安否確認などには限界があるのは確かであります。それぞれの町内会の考え方も多々あるとは思いますが、有事の避難支援のためには、情報の共有を図っていかなければならないと思うところでございます。

現在、町内会への要援護者台帳の提供の仕方と、支援体制の確認方法におきましては、管理方法を明記した台帳提供依頼書の提出によって町内会に台帳を提出し、また、支援体制の構築状況についてのアンケート報告に御協力をいただいているところであります。要援護者台帳は適切に管理運用する中で、効果的に活用されなければならず、議員御指摘のとおり、これまで町内会に示していた要援護者台帳の取り扱いについては、改善を図る必要があると考えており、さらに台帳の運用に当たっては、前段の町内会未加入者の取り扱いも含め、町内会との合意形成が重要なため、きめ細やかな説明をしたいと考えております。

実際に要援護者台帳を活用され、支援体制づくりを進める町内会におきましては、支援が必要な世帯への声かけや安否確認を担当する地域支援員を選定するとした体制を整えているところもあります。

すべての町内会において、支援体制が構築され、安心・安全のまちづくりが進められることが肝要であり、共助の体制づくりのため、要援護者台帳のさらなる整備と町内会との連携を深めていく考えでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

【質問：高橋 善貞 議員】

9 番高橋善貞です。再質問させていただきます。

内閣府の防災担当から市町村に義務づけされた災害時要援護者の台帳作成とその情報共有、努力義務である地域支援員の選定、さらに個々の避難計画作成など、取り組みが現実的に非常に不可能な状況を認識していただいたと思います。

今まで個人情報保護法に制約され、情報共有できなかった要援護者台帳が、行政と警察・消防、民生委員・児童委員、町内会が共有できる法改正から 5 年が経過したにもかかわらず、中標津町は災害対策基本法が総務課の防災係、個人情報保護法は総務課の広報調査係の担当で、災害時要援護者台帳の策定は町民生活部の福祉課。さらに町内会を担当しているのは同じ町民生活部の生活課と、庁舎内でも多岐にわたる部署が担当している状況です。だれが見ても情報を共有しているとは思えないこの体制を今後横断的に

連携できる体制づくりをすべきではないかと私は思います。

町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

まず、災害時というのは本当に大変なことが起きるのを想定しておりますし、平成6年に発生しました東方沖地震の時でも、町内会の活躍というのが非常に大きな部分でありました。それはやはり日頃から密接な関係をしっかりと町内会が持っているという証拠でもございましたし、今後もそういう体制作りにはしっかりと望んでいかなければならないと思います。

それを支援する上での町の体制でありますけども、今、高橋議員御指摘がありましたとおり、多岐にわたる分野があるのは仕方ないといたしましても、しっかりとした横断的に支援をできるような体制づくりを今後とも進めてまいりたいと考えております。

【質問：高橋 善貞 議員】

3回目ですから、最後の質問です。

新年度に向けて、今言った新たな体制づくりも必要ですが、災害対策基本法や個人情報保護法が改正されている状況から判断しても、中標津町の関係している条例改正や施行規則の改正など全く今行っていない状況を見ても、要援護者台帳の活用が時代に追いついていない。そういうことを、現状を打開する必要があると私は思います。

新たな条例制定など検討する時期と思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

【答弁：町長】

御答弁申し上げます。

個人情報保護法につきましては、今、3月に向かいまして条例改正を必要とされている部分がございますので、それはそれで変更していくというふうに考えております。

また災害時に大きいのは支援体制づくりでございますけども、要援護者と支援者が日頃の声かけ、見守りを通じた顔の見える関係性を作ることも大切でございます。日頃のコミュニケーションの関わり方、手法にも様々な取り組みがあつてですね、その関わりが災害基本対策法に基づくものか、個人情報保護法に基づくものか、解釈によっていろいろ分かれるというのもあるかと思います。

台帳の運用に当たりましては、今後、国、北海道からの意見をもとにですね、要綱改

正によって足りうるものなのか、またはその条例改正が必要なものなのか検証研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。